司法問題ニュース④

埼玉弁護士会会員　各位

埼玉弁護士会司法問題対策委員会

２０２１年８月２日

１　韓国関連の紹介が続いていますが、日本の法制度を再考する上で参考となる制度が多いので今回も紹介をさせていただきます。

２　韓国には、憲法裁判所の附属機関として、２０１１年に設立された「憲法裁判研究院」（以下、「研究院」）という機関が置かれています（憲法裁判所法第１９条の４第３項に基づく）。設立目的は、「憲法裁判で扱われる可能性のある憲法的争点などを研究して、憲法の基本原理と違憲審査基準を定立し、外国の事例を調査・分析し、我が国の特性に合った憲法と憲法裁判制度の発展方向を模索するために設立されました」とのことです（ホームページより）。

研究院の定数は４０名以内で、院長、副院長、チーム長、研究官及び研究員を置くとされています。資格としては、①憲法研究官（※調査官のような制度）、②法曹有資格者（外国の弁護士資格も可）、③学士号または修士号を取得した者で憲法裁判所規則で定める実績や経験がある者、④.博士号を取得した者とされ、憲法裁判所所長が任命するとされています。

３　活動については、「憲法と憲法裁判について、法律実務家と法曹の卵に体系的な教育を実施し、国と地方自治体職員、小・中・高等学校の教師、大学生など、一般に普遍的憲法教育を提供することにより、基本権の保護意識を強化し、憲法の精神を実現すること」を目的としています。

実際、研究院のホームページでは、国家別の法制度のまとめ、世界の憲法判例評釈（原文も掲載されている）、世界の憲法裁判関連法令の内容と原文等の、充実した資料が無償公開されています。日本の最高裁判例も掲載されています。

★憲法研究院のホームページ（世界憲法判例評釈のページ）

https://ri.ccourt.go.kr/cckri/cri/world/selectTrendConstitutionCaseList.do

４　韓国では、研究院のこのような活動によって、国民に憲法尊重の意識が広がり、ひいては憲法裁判所に対する尊敬や信頼性、存在感が生まれているそうです。例えば、現地の新聞記事によると、憲法裁判所は国民が最も信頼する国家機関とのことです。

翻って、日本の最高裁に対する市民の尊敬や信頼はどうなのかと、考え直してしまいます。